

# Weekly Report

第669号  
令和4年10月17日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp  
http://www.szk-accounting.jp/

## セルフメディケーション税制とは

セルフメディケーション税制は、通常の医療費控除(1年間の医療費が10万円を超える場合に超えた金額を所得控除)と選択適用できる制度です。適用者は少ない状況ですが、本年から対象となる医薬品が拡充されており、利用しやすくなっています。

### ◆特定のOTC医薬品の購入費用を所得控除

セルフメディケーション税制とは、健康の維持増進及び疾病予防のために一定の取組(健康診査や予防接種など)を行った方が対象となり、本人又生計を一にする親族に係る特定のOTC医薬品(薬局・ドラッグストア等で購入できる医薬品)の購入費用が年間1万2千円を超える場合に、その超える部分の金額(上限8万8千円)を所得控除する制度です。

本年1月から対象医薬品はスイッチOTC医薬品(医療用医薬品からOTC医薬品に転用されたもの)以外にも、外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬又はその他のアレルギー用薬とし

ての効能及び効果を有する一般用医薬品が加わりました。

なお、医薬品のパッケージや、購入した際のレシートに対象医薬品であることが表示されています。

### ◆健診等の「一定の取組」を行うことが前提

本税制は、適用を受ける本人が健康診査や予防接種など「一定の取組」を行っていることが前提となります(一定の取組の費用は所得控除の対象外)。

令和3年分の確定申告から、「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の添付は不要となっていますが、確定申告期限等から5年間、税務署から証明書類の提示又は提出を求められる場合がありますので、保管しておく必要があります。

## 帳簿保存のみで仕入税額ができる場合

現行、課税事業者が消費税の仕入税額控除の適用を受けるには、法定事項が記載された帳簿と仕入先から交付を受けた請求書等の保存が必要ですが、一取引の支払額が税込3万円未満の場合は帳簿保存のみで仕入税額控除が認められています。

この取扱いは、令和5年10月からのインボイス制度(適格請求書等保存方式)において廃止となり、3万円未満の場合でも帳簿及びインボイスの保存が必要となります。ただし、\*3万円未満の公共交通機関による旅客の運送、\*3万円未満の自動販売機等による購入など、\*従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等、などは一定の帳簿保存のみで仕入税額控除が認められます。

## 11月は「下請取引適正化推進月間」

毎年11月は「下請取引適正化推進月間」として、下請法の普及・啓発が集中的に行われます(今年度の標語は「適正な 価格転嫁で 未来を築く」)。

下請法では親事業者に対して、発注時の書面交付など4項目の義務や、著しく低い代金を不当に定める「買いたたき」、予め定めた代金を減額する「減額」など11項目の禁止行為を定めています。

特に、新型コロナや原材料高騰等の影響を受けている下請事業者に対して不当な取引条件を押し付けないよう親事業者の配慮等が求められます。